

## 相 談 事 例

ID : 04-07-021

### 相談タイトル

#### 農地の売却について

#### Q：ご相談内容

親から相続で得た農地があるが、住所地から離れていることもあって、耕作放棄の状況で、雑草の処理など管理ができない。農地を持ち続けることができないことから処分（売却）を考えている。農地を処分するにあたっては不動産業者に話しをすれば良いのか。最初に不動産業者を訪ねる際は何を持って行けば良いのか。

#### A：回答

農地を農地以外の利用目的で売却する場合は、不動産業者に媒介の話をされる事で良いと思います。農地の売却については、都市計画の土地利用の位置づけや農振法、農地法により、簡単に処分ができない事もありますので、まずは、不動産業者に土地証明や位置図などの資料を持参し、農振法、農地法、都市計画法などの制限がどの様にかかっているかを調べて貰うことになります。農地転用許可や場合によって開発許可などが関係してくる場合には、不動産業者の方が、行政書士や土地家屋調査士等を紹介してくれると思いますので、それらの方に手続を依頼され対応することになると考えます。農地を農地以外に転用することができない（制限される）事もありますので、その場合は農地としての処分となりますので、その際には所在の農業委員会などに相談されるなど、農業利用される者をさがすことになります。